

【貸会議室利用の手引き】

株式会社マキノハラボが、牧之原市から借り受けた旧片浜小学校施設の南棟 2 階、3 階を、市民活動を行う貸会議室として貸し出すにあたって必要な事項は、次のとおりです。

1 貸会議室について

旧片浜小学校施設の南棟の 2 階、3 階は市民活動の貸会議室として利用します。

なお、市民学習活動（遠州相良田沼塾、はりはら塾）が実施年度の前年度に事業計画を立てる際に、優先的に本会議室を利用予約することを可能とします。

2 施設の開館時間

施設の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分までです。

3 施設の休館日

施設の休館日は、毎年 12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日までです。ただし、施設管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することがあります。

4 利用時間及び料金

（平成 30 年 3 月末まで予約分の試行料金です。今後、改定の可能性があります。）

フロア	会議室名	面積	午前 (8:30～ 13:00)	午後 (13:00～ 17:00)	夜間 (17:00～ 21:00)
南棟 2 階	201 会議室(小)	61.56 m ²	660 円	660 円	1,100 円
	202 会議室(小)	61.56 m ²	660 円	660 円	1,100 円
	203 会議室(小)	28.00 m ²	660 円	660 円	1,100 円
	204 会議室(大)	93.67 m ²	1,000 円	1,000 円	1,300 円
南棟 3 階	301 会議室(小)	61.56 m ²	660 円	660 円	1,100 円
	302 会議室(小)	61.20 m ²	660 円	660 円	1,100 円
	303 会議室(小)	41.00 m ²	660 円	660 円	1,100 円
	304 会議室(大)	124.00 m ²	1,500 円	1,500 円	2,000 円

(1) 会議室利用時間には、準備や片付けに要する時間も含むこととします。

(2) 冷暖房設備を使用するときは、当該使用料の 50 パーセントに相当する額を加算します。

(3) 使用料については、消費税及び地方消費税を含みます。

5 使用料の加算

使用者が次の場合の使用料は、時間区分ごとの使用料に次の率を乗じた額を加算します。ただし、冷暖房料には加算しません。

(1) 使用者が入場料を徴収するときは、入場料金による収入の 10 パーセント。

(2) 商業宣伝、営業等の目的で使用するとき及び市民等（市内在住、在勤若しくは在学する者又は市内の事業所をいう。）以外の者が使用するときは、15 パーセント。

6 料金の支払い

貸会議室使用料の支払いは、申請書受付時となります。なお、一度納付された料金は、災害等特別な事情がない限り、返金いたしませんので、ご承知おきください。

7 使用許可の申請

本ホームページにある又は施設受付に用意してある、「カタショー使用許可（減免）申請書」に必要事項を記入し、カタショー受付へ提出してください

なお、申請書の受付は、利用日の属する月の6箇月前から行います。

8 遵守事項

本施設の利用にあたっては、次の事項を遵守してください。

- (1) 使用者は、各部屋の定員を超過して入場させないでください。
- (2) 所定の場所以外で喫煙しないでください。
- (3) 許可を受けていない施設、設備又は器具を使用しないでください。
- (4) 許可を受けないで、他人の迷惑となる恐れのある物品動物の類を持ち込まないでください。
- (5) 許可を受けないで、火気の使用、物品の展示、販売、宣伝、寄付金品の募集及びこれらに類する行為をしないでください。
- (6) その他管理上必要な指示に反する行為をしないでください。

9 入場制限

次のいずれかに該当する方については、入場を拒絶、又は退場をお願いすることがあります。

- (1) 他人に危害を及ぼす恐れがあると認められる者
- (2) 他人に迷惑となる行為をする恐れがあると認められる者
- (3) その他管理運営上支障があると認められる者

10 問い合わせ先 株式会社マキノハラボ

〒421-0511 静岡県牧之原市片浜 1210 番地 1

電話：080-7890-0388

E-mail：makinofalab@gmail.com